

休眠会社・休眠一般法人の整理作業に関するお問い合わせ先一覧

令和7年10月1日現在

| No | 法務局・地方法務局名 | 郵便番号     | 所在地                            | 電話番号          |
|----|------------|----------|--------------------------------|---------------|
| 1  | 東京法務局      | 102-8225 | 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎      | (03)5213-1234 |
| 2  | 横浜地方法務局    | 231-8411 | 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎          | (045)641-7461 |
| 3  | さいたま地方法務局  | 338-8513 | さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 | (048)851-1000 |
| 4  | 千葉地方法務局    | 260-8518 | 千葉市中央区中央港1-11-3                | (043)302-1315 |
| 5  | 水戸地方法務局    | 310-0061 | 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎             | (029)227-9911 |
| 6  | 宇都宮地方法務局   | 320-8515 | 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務総合合同庁舎     | (028)623-0918 |
| 7  | 前橋地方法務局    | 371-8535 | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎           | (027)221-4466 |
| 8  | 静岡地方法務局    | 420-8650 | 静岡市葵区迫手町9-50 静岡地方合同庁舎          | (054)254-3555 |
| 9  | 甲府地方法務局    | 400-8520 | 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎            | (055)252-7151 |
| 10 | 長野地方法務局    | 380-0846 | 長野市大字長野旭町1108                  | (026)235-6611 |
| 11 | 新潟地方法務局    | 951-8504 | 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎      | (025)226-0955 |
| 12 | 大阪法務局      | 540-8544 | 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎      | (06)6942-1481 |
| 13 | 京都地方法務局    | 602-8577 | 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197         | (075)231-0131 |
| 14 | 神戸地方法務局    | 650-0042 | 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎       | (078)392-1821 |
| 15 | 奈良地方法務局    | 630-8301 | 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎           | (0742)23-5534 |
| 16 | 大津地方法務局    | 520-8516 | 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎           | (077)522-4671 |
| 17 | 和歌山地方法務局   | 640-8552 | 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎             | (073)422-5131 |
| 18 | 名古屋法務局     | 460-8513 | 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館     | (052)952-8111 |
| 19 | 津地方法務局     | 514-8503 | 津市丸之内26-8 津合同庁舎                | (059)228-4191 |
| 20 | 岐阜地方法務局    | 500-8729 | 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎              | (058)245-3181 |
| 21 | 福井地方法務局    | 910-8504 | 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎           | (0776)22-5090 |
| 22 | 金沢地方法務局    | 921-8505 | 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎         | (076)292-7810 |
| 23 | 富山地方法務局    | 930-0856 | 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎             | (076)441-0550 |
| 24 | 広島法務局      | 730-8536 | 広島市中区上八丁堀6-30                  | (082)228-5201 |
| 25 | 山口地方法務局    | 753-8577 | 山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎2号館         | (083)922-2295 |
| 26 | 岡山地方法務局    | 700-8616 | 岡山市北区南方1-3-58                  | (086)224-5656 |
| 27 | 鳥取地方法務局    | 680-0011 | 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎          | (0857)22-2191 |
| 28 | 松江地方法務局    | 690-0886 | 松江市母衣町50番地松江法務総合庁舎             | (0852)32-4200 |
| 29 | 福岡法務局      | 810-8513 | 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎      | (092)721-4570 |
| 30 | 佐賀地方法務局    | 840-0041 | 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎            | (0952)26-2148 |
| 31 | 長崎地方法務局    | 850-8507 | 長崎市万才町8-16                     | (095)820-5951 |
| 32 | 大分地方法務局    | 870-8513 | 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎             | (097)532-3161 |
| 33 | 熊本地方法務局    | 862-0971 | 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎        | (096)364-2145 |
| 34 | 鹿児島地方法務局   | 892-8511 | 鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎       | (099)219-2130 |
| 35 | 宮崎地方法務局    | 880-8513 | 宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎             | (0985)22-5124 |
| 36 | 那覇地方法務局    | 900-8544 | 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎        | (098)854-7950 |
| 37 | 仙台法務局      | 980-8601 | 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎       | (022)225-5611 |
| 38 | 福島地方法務局    | 960-8021 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎               | (024)534-1111 |
| 39 | 山形地方法務局    | 990-0041 | 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎           | (023)625-1321 |
| 40 | 盛岡地方法務局    | 020-0045 | 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎        | (019)624-1141 |
| 41 | 秋田地方法務局    | 010-0951 | 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎              | (018)862-1174 |
| 42 | 青森地方法務局    | 030-8511 | 青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎            | (017)776-6231 |
| 43 | 札幌法務局      | 060-0808 | 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎        | (011)709-2311 |
| 44 | 函館地方法務局    | 040-8533 | 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎           | (0138)23-7511 |
| 45 | 旭川地方法務局    | 078-8502 | 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎           | (0166)38-1163 |
| 46 | 釧路地方法務局    | 085-8522 | 釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎               | (0154)31-5000 |
| 47 | 高松法務局      | 760-8508 | 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎             | (087)821-6191 |
| 48 | 徳島地方法務局    | 770-8512 | 徳島市徳島町2丁目17番地 徳島法務総合庁舎         | (088)622-4171 |
| 49 | 高知地方法務局    | 780-8509 | 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎      | (088)822-3331 |
| 50 | 松山地方法務局    | 790-8505 | 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎           | (089)932-0888 |

※本店の所在地の管轄の登記所にお問い合わせください。

# 会社・法人の登記、 放置していませんか？



登記を放置  
していると **解散** になります

- ◆ **会社・法人の登記事項に変更**があった場合には、その**登記をする義務**があります。
- ◆ **外国会社**が、初めて日本における代表者を定めたときやその登記事項に変更があったときは、その**登記をする義務**があります。

昭和49年以降、  
約74万の休眠会社等の  
職権解散登記

## 休眠会社・休眠一般法人の整理作業により

**12年間**登記をしていない**株式会社**  
**5年間**登記をしていない**一般社団法人**  
**5年間**登記をしていない**一般財団法人**

は **解散**  
したものとみなされます。

違反者は、裁判所から**最大100万円**の**過料**に処せられます。

法務省民事局

詳しくは、法務省のホームページへ▶



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙で  
リサイクルできます。

# 会社や法人が事業を行う上では、 様々な場面で登記の申請が必要となります。 あなたの会社や法人は、登記をしていますか？

## 登記の申請について

### ▶ 登記が必要な場合とは？

#### 変更登記

会社や法人の設立後、登記した事項に変更があったときは、**2週間以内に変更の登記をする義務**があります(会社法第915条第1項等)。例えば、会社の商号や本店の所在地、役員に変更があった場合などです。

**！ 株式会社の役員には任期があります。全ての役員が再任された場合でも、任期の満了に伴い、役員変更の登記が必要**になりますので、ご注意ください。

#### 外国会社の登記

外国会社が日本において継続して取引をしようとする場合は、日本における代表者を定めなければならない、初めて日本における代表者を定めたときや、その登記事項に変更があったときは、外国会社の登記が必要です(会社法第933条)。

### ▶ 登記しないとどうなる？

会社や法人の代表者、外国会社の日本における代表者は、裁判所から**100万円以下の過料**に処せられます(会社法第976条第1号等)。また、株式会社、一般社団法人・一般財団法人については、必要な登記をせずに最後の登記から一定の期間が経過すると、解散したものとみなされます(詳しくは以下の「休眠会社・休眠一般法人の整理作業について」をご覧ください。)

## 休眠会社・休眠一般法人の整理作業について

### ▶ 休眠会社・休眠一般法人とは？

**休眠会社** 最後の登記から**12年**を経過している**株式会社**(会社法第472条。なお、特例有限会社は含まれません。)

**休眠一般法人** 最後の登記から**5年**を経過している**一般社団法人または一般財団法人**(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条・第203条。**公益社団法人または公益財団法人**も含まれます。)

**！** 最後の登記以降に、登記事項証明書や代表者届出印の印鑑証明書などの交付請求を行っていても関係ありません。

### ▶ 休眠会社・休眠一般法人の整理作業とは？

毎年10月頃、法務大臣による官報公告が行われ、休眠会社または休眠一般法人に対して、登記所から通知書が送付されます。この公告から**2か月以内**に、「必要な登記申請」または「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない場合、実際には事業を継続していても、「**みなし解散の登記**」がされます。

休眠整理作業によって、これまでに

**休眠会社については約73万社、休眠法人については約1.4万法人が解散したものとみなされ、みなし解散の登記がされています。**(第1回(昭和49年)～第16回(令和6年)実施結果より)。

## 休眠会社・休眠一般法人の整理作業の流れ

### ① 法務大臣の公告

毎年10月頃、法務大臣による官報公告(休眠会社または休眠一般法人は、公告から2か月以内に必要な登記をせず、「まだ事業を廃止していない」旨の届出もされないときは、解散したものとみなされる旨の公告)が行われます。

### ② 通知書の送付

対象となる休眠会社・休眠一般法人に対して、管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知書が送付されます。

※登記所からの通知書が何らかの理由で届かない場合であっても、③又は④の手続を行わなければ、みなし解散の対象となります。

### ③ 「必要な登記申請」をする

①の**公告から2か月以内に、登記(役員変更の登記など)をした**場合、休眠整理作業の対象外となります。

ただし、本来申請すべき時期に登記を怠っていた事実は解消されませんので、裁判所から100万円以下の過料に処せられます。

### ④ 「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする

①の**公告から2か月以内に、「まだ事業を廃止していない」旨の届出**をした場合、当該年度の休眠整理作業の対象外となります。届出は、②で送付された通知書の下段にある「届出書」に所定の事項を記載し、登記所に送付または持参してください。また、代理人によって届出をするときは、委任状の添付が必要です。

通知書を利用できない場合には、届出書様式を参考に必要な事項を記載し、提出してください。

※いずれも、不備があると適式な届出として認められないことがありますので、正確に記載してください。

**！ 「まだ事業を廃止していない」旨の届出をした場合であっても、「必要な登記申請」を行わない限り、翌年度も「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」の対象となります。**

### ⑤ みなし解散の登記

①の公告から2か月以内に、上記③又は④の手続をしなかった場合には、**2か月の期間満了の時に解散したものとみなされ**、登記官が職権で**解散の登記**をします(**みなし解散の登記**)。

なお、みなし解散の登記後であっても、3年以内に限り、株式会社は株主総会の特別決議、一般社団法人・一般財団法人は社員総会の特別決議または評議員会の特別決議によって、会社・法人を継続することができます。

※決議から2週間以内に継続の登記の申請等をする必要があります。

